

平成20年12月25日

高松市長 大西 秀人 殿

高松市情報公開審査会

会長 藤本 邦人

行政文書の公開請求拒否決定に関する異議申立てについて（答申）

平成18年4月13日付け高納第15号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

実施機関（高松市長をいう。以下同じ。）が公開請求拒否とした処分は相当であり、本件異議申立てを棄却すべきである。

2 公開請求の内容および異議申立てに至る経過

異議申立人が実施機関に公開請求した行政文書の内容、それに対する実施機関の決定および異議申立ての経過は次のとおりである。

【高納第15号の諮問に係るもの】

- (1) 高松市職員の作成した別紙「日本興地株式会社（平成13年6月6日現在）」文書の原本および当該集計に用いた一切の資料
- (2) 上記(1)の別紙「日本興地株式会社（平成13年6月6日現在）」記載の金額の全部または一部を収納した事実の分かる一切の文書
- (3) 上記(1)の別紙「日本興地株式会社（平成13年6月6日現在）」記載の金員の全部または一部につき不納の欠損処理をした際の起案文書その他の関連する一切の文書

平成18年 2月23日：請求人からの公開請求を受付
平成18年 3月 6日：実施機関が公開請求拒否の決定
平成18年 3月14日：請求人からの異議申立書を受付

3 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、次のとおりである。

- (1) 本件処分は、高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号。以下「条例」という。）の解釈・適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開をすべきである。
- (2) 本件「決定通知書」に記載している「公開しない理由」は、条例の非公開事由に該当しない。
- (3) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には、適法に処分理由が明示されていないので、高松市行政手続条例8条に違反し、本件処分は無効である。

4 実施機関が非公開とした理由

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

一般的に、市税に係る徴収事務については、まず課税課において納税通知書を交付した後、納期限までに納付されたかどうかの収納状況を税の収納管理システム等により確認し、その後、未納のものについては地方税法第66条に基づき、納期限後20日以内に督促状を送付している。また、督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに徴収金を完納しないときには、債務者の財産差押等の滞納処分を行っている。

また、債務者が死亡し相続人がいない場合や、時効が成立したときは徴収ができず、今後も徴収の見込みが立たないため、会計上の処理として債権の不納欠損を行っている。

滞納税額等が記載された文書については、その存在の有無を明らかにするだけで、当該法人が滞納者であるという情報を公開することと同様の結

果となるため、当該法人の不利益になることは明らかであるから、存否について回答しないものである。

5 審査会の判断

当審査会は、実施機関の非公開理由および異議申立人の異議申立理由を条例に照らして慎重に審査した結果、次のとおり判断する。

本公開請求の対象となった文書は、法人に係る徴収事務に関するものである。

実施機関は、本件公開請求については、前述の非公開理由のとおり、当該公開請求にかかる行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例7条2号および6号（地方税法第22条（昭和25年法律第226号））に規定する非公開情報を公開することとなるため、存否応答拒否の決定を行った。

以下、当該文書の非公開理由について検討する。

条例10条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と規定しているところ、特定の法人が税を滞納していることを前提とした本件公開請求に対し、実施機関が該当文書の存否について応答することは、特定法人の税の滞納情報という条例7条2号に該当する法人の内部管理情報を公開することとなり、結果、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、条例10条の規定に基づき、実施機関が存否応答拒否とした処分は相当である。

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成18年 4月13日	諮問書受付
平成20年 7月30日	実施機関からの非公開理由書受付
平成20年11月27日	実施機関の非公開理由および争点の審査
平成20年12月22日	答申案審査
平成20年12月25日	答申